

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名 水野 峻志	所属庁・官職 東京地方裁判所判事補	派遣先 米国・スタンフォード大学
提 出 書 面 平成26年8月1日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月1日 ～ 同年7月31日） 7月1日 米国スタンフォード到着 7月3日 ～ 同月31日 スタンフォード大学English for Foreign Students受講 7月8日 スタンフォード大学ロースクール受入担当者との面談 7月23日 カリフォルニア州サンマテオ郡上級裁判所見学		
キーワード欄 ・ スタンフォード大学English for Foreign Students受講 ・ スタンフォード大学ロースクール受入担当者との面談 ・ カリフォルニア州サンマテオ郡上級裁判所見学 ・ ・ ・		

平成26年8月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員
(米国スタンフォード大学派遣)

東京地方裁判所

判事補 水野 峻志

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年7月1日より同月31日までの活動状況について、ご報告申し上げます。

1 サマープログラムへの参加

スタンフォード大学 Language Center では、秋以降に修士課程及び博士課程に進む学生並びに Visiting Scholar を対象として、約6週間の英語学習プログラム English for Foreign Students を実施しており、例年、裁判所派遣の研究員も同プログラムに参加しております。本年は、平成26年7月3日から同年8月15日までの期間、同プログラムが提供されており、私は、Visiting Scholar を対象とする EFS688V というコースを受講しております。EFS688V は、「Writing & Pronunciation」(週3回、各2時間程度)、「Listening & Discussion」(週2回、各2時間程度)、「Effective Communication」(週2回、各2時間程度)、「Lecture Series」(週2回、各1時間程度)というクラスから構成されており、「Lecture Series」で扱った Lecture のサマリーを各自が提出した上で「Listening & Discussion」の授業でグループディスカッションを行うなど各授業が関連しており、非常に有意義なものです。

2 カリフォルニア州サンマテオ郡上級裁判所見学

平成26年7月23日、2012年から2013年のアカデミック・イヤーに Visiting Scholar として東京大学よりスタンフォード大学ロースクールに派遣されております [REDACTED] さんのご紹介により、カリフォルニア州サンマテオ郡上級裁判所の見学及び同裁判所の [REDACTED] と面談を致し

ました。当日は、他の裁判官の担当事件ではありますが、午前中に傷害事件の陪審員の選任手続及び検察官及び弁護人による Opening Statement を見学し、午後には、同事件の証人尋問手続まで見学することができました。また、上記手続の休廷時間を利用して、[REDACTED] の Initial Appearance という非公開の手続を見学させて頂くこともできました。同手続は、同裁判所に起訴された刑事事件について、裁判官の面前で検察官と弁護人が争点を確認し、弁護側が公訴事実を争わない場合には量刑についても一応の合意をするというものです。なお、同裁判官は刑事事件が専門ではありますが、私の研究テーマである民事事件についてもご紹介頂けるということです。

3 ロースクールへの挨拶

平成26年7月8日、ロースクール学部長のアシスタント (International Program Coordinator) である [REDACTED] にご挨拶にうかがい、手土産 (日本茶) をお渡しするとともに、ロースクールのスケジュール等について情報提供を受けました。

4 今後の研究計画

2013年～2014年のアカデミックイヤーの授業開始日は9月22日ですが、LLM プログラムに参加する学生向けに、9月2日から10日間程度、アメリカ法入門講座(Introduction to American Law)が開講されることから、同講座の聴講を予定しております。9月22日以降は、ロースクールの秋学期の授業に参加する予定ですが、受講する講座につきましては、現在、昨年度の LLM 生及び Visiting Scholar の方々のインタビューを行っております。

サマープログラムの期間は、英語学習に費やす時間が多く、法律関係の研究に時間を割くことができませんでしたが、今後は十分な研究時間が確保できると思います。このような貴重な機会をいただき、関係者の皆様に感謝するとともに、今後ともご協力をお願いする次第です。宜しく願いいたします。

敬具

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名 水野 峻志	所属庁・官職 東京地方裁判所判事補	派遣先 米国・スタンフォード大学
提 出 書 面 平成26年9月1日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月1日 ～ 同年8月31日） 8月1日 ～ 同月15日 スタンフォード大学English for Foreign Students受講 8月16日 カリフォルニア州立大学バークレー校見学		
キーワード欄 ・ スタンフォード大学English for Foreign Students受講 ・ カリフォルニア州立大学バークレー校見学		

平成26年9月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員
(米国スタンフォード大学派遣)

東京地方裁判所

判事補 水野 峻志

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年8月1日より同月31日までの活動状況について、ご報告申し上げます。

1 サマープログラムへの参加

スタンフォード大学 Language Center では、秋以降に修士課程及び博士課程に進む学生並びに Visiting Scholar を対象として、約6週間の英語学習プログラム English for Foreign Students を実施しており、私は、Visiting Scholar を対象とする EFS688V というコースを本年7月3日より受講し、8月15日に修了致しました。同プログラムの内容につきましては、本年8月1日付報告書簡に記載したとおりです。同プログラムを受講したことにより、英語能力の向上のみならず、アジアを中心とする多くの国々からの留学生と知り合う機会を持つことができ、また、同プログラムに参加した留学生の専攻は幅広い分野に渡っていたことから、機械工学やデザインなど普段接することの少ない分野についての話を聞くこともでき、大変有意義なものでした。

2 カリフォルニア州立大学バークレー校 (UCB) 見学

上記プログラムの終了後、カリフォルニア州立大学バークレー校 (UCB) のビジネス・スクールに入学する留学生とともに、本年8月16日に同校の見学を行いました。カリフォルニア州中部ではスタンフォード大学と UCB とはライバル関係にあると言われておりますが、ハイテク企業が集積するシリコンバレーの中心に位置し、Graduate School を中心に構成されるスタンフォード大学と、公民権運動やベトナム戦争反対運動の中心となったバークレーに位置し、Under Graduate の学生も多い UCB とでは、

キャンパスの雰囲気も大きく異なり、それぞれの校風の違いを実感することができました。

セメスター制を採用する UCB は、ロースクールも含めて、8月中旬以降に秋学期の授業が開始するとのことです。同校はスタンフォード大学から約1時間半と比較的近い距離にあり、憲法問題などに関する公開の公演も多く企画されているようですので、今後も機会があれば、訪れる予定です。

3 秋学期授業へ向けての準備

クォーター制を採用するスタンフォード大学では、秋学期の授業開始日は9月22日となっておりますが、ロースクールではLLMプログラムに参加する学生向けに、9月2日から同月17日まで、アメリカ法入門講座(Introduction to American Law)が開講されます。同講座の講義を担当する[REDACTED]より、聴講についての快諾を頂いたことから、秋学期の授業に先立ち、同講座を聴講することとしました。同講座は期間中、毎日講義を行う集中講義であり、予習が追いつかないとの話を前年の参加者から聞きましたので、早めにテキストを購入し、読み進めております。

9月22日以降は、ロースクールの秋学期の授業に参加する予定です。現在、聴講の可否を講義の担当者に確認するなどの準備を行っております。LLM生向けの授業は聴講も比較的認めてもらえるようですが、JD1年生向けの授業については、聴講を認めない授業も多いようです。

サマープログラムの期間は、英語学習に費やす時間が多く、法律関係の研究に時間を割くことができませんでしたが、今後は十分な研究時間が確保できると思います。このような貴重な機会をいただき、関係者の皆様に感謝するとともに、今後ともご協力をお願いする次第です。宜しく願いいたします。

敬具

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名 水野 峻志	所属庁・官職 東京地方裁判所判事補	派遣先 米国・スタンフォード大学
提 出 書 面 平成26年10月1日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月1日 ～ 同年9月30日） 9月1日 ～ 同月30日 スタンフォード大学にて研究活動 9月15日 第9巡回区連邦控訴裁判所 [REDACTED] 講演会 9月26日 Pixier 本社見学		
キーワード欄 ・ スタンフォード大学 Introduction to American Law 受講 ・ スタンフォード大学 Global Litigation 受講 ・ スタンフォード大学 Comparative Class Action 受講 ・ 第9巡回区連邦控訴裁判所 [REDACTED] 講演会 ・ Pixier 本社見学		

平成26年10月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国スタンフォード大学派遣)

東京地方裁判所

判事補 水野 峻志

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年9月1日より同月30日までの活動状況について、ご報告申し上げます。

1 スタンフォード大学での研究活動

(1) Introduction to American Law 受講

スタンフォード大学の秋学期の授業開始日は9月22日ですが、ロースクールでは、LLM生、交換留学生を対象として、秋学期開始前にアメリカ法についての基礎知識を教える Introduction to American Law という講義が行われています。本年は、9月2日から同月17日まで開講され、合計27時間、3単位の講義となっていますが、担当教授の許可を得て、すべての講義を受講することができました。Common law と Civil law の対比から始まり、合衆国憲法制定の歴史、人種差別撤廃運動の中で裁判所の果たした役割、近年注目されている憲法上の争点（人工妊娠中絶の規制の可否、いわゆるオバマ・ケア関連立法の合憲性、同性婚等）まで幅広い内容について取り上げられ、今後、研究を行っていく上で、不可欠な基礎知識を学ぶことができました。

(2) Global Litigation 受講

9月22日から開始の秋学期については、クラスアクションを始めとする複雑訴訟や国際訴訟を専門とする ████████ が開講する Global Litigation と Comparative Class Action という授業を受講しております。

Global Litigation は、週2回、合計3時間、3単位の授業ですが、著名な多国籍企

業を当事者とする訴訟を題材にして、各国における訴訟手続の相違や裁判所、弁護士
の役割分担などを比較検討するゼミ形式の授業です。受講者は私を含め13名ほ
どで、JD 生数名以外は、LLM 生や交換留学生など構成は多岐に渡っており、アメ
リカの法制度のみならず、各国の法制度及び実務体験等を学ぶことができる非常に
有益な授業です。

(3) Comparative Class Action 受講

Comparative Class Action は、上記の Global Litigation の受講者が受講できるさらに
少人数のゼミ形式の授業ですが、スタンフォードロースクール、Tilburg University
(オランダ)、University of Windsor Law School (カナダ) 3校の共同授業
(Collaborative Course) となっており、週1回の授業は、3校の教室をテレビ会議
システムで中継しております。授業の内容は、アメリカ、カナダ、オランダのクラ
スアクション制度を比較研究するもので、スタンフォードロースクールの受講者は
私を含め6名ほどです。発表課題の検討等では、他国の学生とメールや Facebook
等を利用して意見交換する必要があり、準備の負担は重いですが、他国の学生とも
交流の機会が持てる貴重な機会となっております。

2 第9巡回区連邦控訴裁判所 [REDACTED] 講演会

9月15日、スタンフォードロースクールが主催する憲法記念日の行事として、カリ
フォルニア州を管轄する第9巡回区連邦控訴裁判所の [REDACTED] の講演会があり、
参加しました。講演の内容は、公共の場における宗教的表現の規制に適用される違憲
審査基準についてであり、講演後のレセプションの際には同判事と直接話す機会
にも恵まれ、非常に有意義なものでした。

3 Pixier 本社見学

9月26日、米ディズニーの子会社で、カリフォルニア州エミリービル（パークレー
近郊）に本社があるアニメーション製作会社 Pixier 本社を、同社に勤務する [REDACTED]
[REDACTED] の紹介で見学することができました。世界的に有名な企業が本社を置くシリコン
バレーですが、内部の見学は従業員の紹介が必要ですので、今後も現地の方とのネッ

トワークを活かして、他の企業の見学等も行う予定です。

4 今後の研究について

秋学期も始まり、生活のサイクルも落ち着いてきたことにより、十分な研究時間が確保できております。今後も、大学での研究活動を中心に、外部機関の見学等も引き続き行ってまいりたいと思います。このような貴重な機会をいただき、関係者の皆様に感謝するとともに、今後ともご協力をお願いする次第です。宜しく願いいたします。

敬具

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名 水野 峻志	所属庁・官職 東京地方裁判所判事補	派遣先 米国・スタンフォード大学
提出書面 平成26年11月1日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月1日 ～ 同年10月31日） 10月1日 ～ 同月31日 スタンフォード大学にて研究活動 10月9日 第9巡回区連邦控訴裁判所法廷傍聴		
キーワード欄 ・ スタンフォード大学 Global Litigation 受講 ・ スタンフォード大学 Comparative Class Action 受講 ・ 第9巡回区連邦控訴裁判所法廷傍聴 		

平成26年11月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員
(米国スタンフォード大学派遣)

東京地方裁判所

判事補 水野 峻志

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年10月1日より同月31日までの活動状況について、ご報告申し上げます。

1 スタンフォード大学での研究活動

9月22日から開始した秋学期については、クラスアクションを始めとする複雑訴訟や国際訴訟を専門とする [REDACTED] が開講する Global Litigation と Comparative Class Action という授業を受講しております。10月末で秋学期の約半分が終了したことになりますが、いずれの授業も少人数制で発言の機会も多く、十分な予習とクラスへの積極的な関与が求められ、日々苦勞しております。特に Comparative Class Action は、スタンフォードロースクール、Tilburg University (オランダ)、University of Windsor Law School (カナダ) 3校の共同授業 (Collaborative Course) となっており、カナダ及びオランダの学生とメールを利用して意見交換を行った上、クラウド上でのファイル共有ソフトを利用して一つの課題を共同して完成させ、提出するという作業もありました。

準備の負担は重いですが、他国の学生とも交流の機会が持て、さらに普段利用することのない IT ソフトウェアを利用する等貴重な経験となっております。

2 第9巡回区連邦控訴裁判所法廷傍聴

カリフォルニア州を管轄する第9巡回区連邦控訴裁判所の巡回法廷が10月9日、スタンフォード大学ロースクールにおいて開かれたことから、同法廷の傍聴を行いま

した。第9巡回区控訴裁判所は、サンフランシスコを拠点としつつ、管轄地域を年に1回から数回巡回して法廷を開いており、巡回法廷は、模擬法廷等において開かれることもあるとのことでした。事案は、刑事の再審請求として人身保護令状を求めるもので、法律論が主たる争点であることから、人証はなく1回で結審するという簡単なものでした。しかし、巡回法廷という珍しい法廷を傍聴することができ、非常に有意義なものでした。

3 短期外国出張者のアテンドの準備、今後の研究活動

2015年1月下旬に横浜地裁の網島紀子人事課課長補佐、同年4月上旬頃に総研の益田浄子教官が短期外国出張者としてスタンフォード周辺での調査を予定しております。現在、各派遣者と調査事項や訪問希望施設の選定等の打ち合わせを行っております。両派遣者の調査事項（網島補佐；人事評価制度、益田教官；家裁調査官の養成課程）との関係で、いずれもロースクール以外の外部機関を訪問することとなりそうですが、普段勉強することの少ない分野ですので、私にも大変有益な機会になることと思います。

今後も、大学での研究活動を中心に、アテンドの準備を兼ねて、外部機関の見学等も引き続き行ってまいりたいと思います。このような貴重な機会をいただき、関係者の皆様に感謝するとともに、今後ともご協力をお願いする次第です。宜しく願いいたします。

敬具

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名 水野 峻志	所属庁・官職 東京地方裁判所判事補	派遣先 米国・スタンフォード大学
提 出 書 面 平成26年12月1日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月1日 ～ 同年11月30日） 11月1日 ～ 同月30日 スタンフォード大学にて研究活動		
キーワード欄		
・ スタンフォード大学 Global Litigation 受講		
・ スタンフォード大学 Comparative Class Action 受講		

平成26年12月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国スタンフォード大学派遣)

東京地方裁判所

判事補 水野 峻志

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年11月1日より同月30日までの活動状況について、ご報告申し上げます。

1 スタンフォード大学での研究活動

9月22日から開始した秋学期については、クラスアクションを始めとする複雑訴訟や国際訴訟を専門とする ████████ が開講する Global Litigation と Comparative Class Action という授業を受講しておりますが、11月末をもって、授業期間が終了致しました。いずれの授業も準備の負担が重いものでしたが、他国の学生とも交流の機会が持てる貴重な経験となりました。

なお、██████ とは、授業期間終了後も連絡を取り合っており、1月上旬より始まる冬学期にも時間の都合が合えば、同教授の開講する授業を聴講させて頂く予定です。

2 短期外国出張者のアテンドの準備

平成27年1月下旬に横浜地裁の網島人事課課長補佐、同年4月上旬頃に総研の益田浄子教官が短期外国出張者としてスタンフォード大学を訪問予定です。現在、各派遣者と調査事項や訪問希望施設の選定等の打ち合わせを行っております。網島補佐は、裁判所職員の人事評価制度を研究テーマとしており、カリフォルニア州サンマテオ郡裁判所及びカリフォルニア州裁判所事務局を訪問先に選定し、受入れの承諾を頂いたところで、今後、日程及び訪問時の詳細な研修内容等についての調整を行う予定です。

です。益田教官は、家裁調査官の養成課程を研究テーマとしており、スタンフォード大学の心理学関係の研究機関の訪問を希望しております。こちらについては、年明け以降に訪問の依頼等を行う予定です。

3 今後の研究活動

1 1月末に大学の通常授業の期間が終了したことから、1 2月は、裁判所及び弁護士会等での研究を予定しております。現在、1 2月上旬に、上記アテンドの準備も兼ねてサンマテオ郡裁判所への訪問を準備しており、同時期にサンフランシスコ弁護士会が提供する研修への参加も予定しています。

1 2月は、大学外部の機関の訪問の機会を増やし、知見を広めていきたいと思っております。

このような貴重な機会をいただき、関係者の皆に感謝するとともに、今後ともご協力をお願いする次第です。宜しくお願いいたします。

敬具

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名 水野 峻志	所属庁・官職 東京地方裁判所判事補	派遣先 米国・スタンフォード大学
提出書面 平成27年1月1日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月1日 ～ 同年12月31日） 12月1日 ～ 同月31日 スタンフォード大学にて研究活動 同月9日 カリフォルニア州サンマテオ郡裁判所訪問 同月12日 JAFCO VENTURES 訪問 同月15日 サンフランシスコ弁護士会訪問，E-Discoveryセミナー受講 同日 JAMS訪問，調停委員との面談		
キーワード欄		
・ カリフォルニア州サンマテオ郡裁判所 訪問		
・ サンフランシスコ弁護士会 訪問		
・ JAMS 訪問		
・ JAFCO VENTURES 訪問		

平成27年1月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国スタンフォード大学派遣)

東京地方裁判所

判事補 水野 峻志

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成26年12月1日より同月31日までの活動状況について、ご報告申し上げます。

1 スタンフォード大学での研究活動

秋学期の通常授業は、11月中に終了しましたが、サンクスギビング休暇明けの12月1日から冬季休暇前の同月19日までの約3週間は、Law School の内外で Visiting Scholar を主な対象とした大学主催のセミナーや自主企画イベントが多く開催されました。私は、日本からスタンフォード大学に派遣されている Visiting Scholar の研究テーマの発表会（APARC：アジア太平洋研究センター主催）や、Law School が主催する講演会等に参加しました。また、日本、韓国、ブラジル等から Law School に派遣されている Visiting Scholar の方々と個別に研究内容について話し合う機会を持つこともできました。

2 カリフォルニア州サンマテオ郡裁判所訪問

12月9日、翌年1月下旬に短期出張者とともに訪問を予定しているカリフォルニア州サンマテオ郡裁判所を、上記アテンドの準備を兼ねて訪問し、陪審裁判の傍聴の他、1月下旬の訪問を含め、お世話になっている [REDACTED] と面談しました。

3 JAFCO VENTURES 訪問

12月12日、他の日本人 Visiting Scholar と共に日本最大のベンチャーキャピタル

である JAFCO VENTURES のPALO ALTO office を訪問し、
氏より、同社の投資活動の概要等についての説明を受けました。

4 サンフランシスコ弁護士会訪問、セミナー受講

12月15日、サンフランシスコ弁護士会（The Bar Association of San Francisco）を訪問し、E-Discoveryについてのセミナーを受講しました。また、訪問に先立ち、日本で外国法事務弁護士としての職務経験があると1時間程度面談をすることができました。

5 JAMS訪問、調停委員との面談

上記サンフランシスコ弁護士会訪問後、弁護士会に隣接する建物内にあるJAMS サンフランシスコ支部を訪問し、調停委員の氏と面談しました。JAMSは、全米各地に支部を有する米国で最大規模の民間機関であり、仲裁、調停等の裁判外での紛争処理を行っています。氏は、裁判官を退任後、JAMSの調停委員となられた方であり、訴訟と裁判外での調停との手続主宰者のあり方の違い等興味深いお話を聞くことができました。

6 今後の研究活動

1月5日より、大学の冬学期の授業開始となります。履修登録及び聴講許可等の手続も考慮し、12月中旬より冬学期の受講授業の検討を進めております。授業は短期集中で、予習量も多くなりますが、1月下旬には短期出張者のアテンドも予定しています。負担の集中を避けつつ、効果的な研鑽を行いたいと思います。

このような貴重な機会をいただき、関係者の皆様に感謝するとともに、今後ともご協力をお願いする次第です。宜しく願いいたします。

敬具

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 水野 峻志	所属庁・官職 東京地方裁判所判事補	派遣先 米国・スタンフォード大学
提 出 書 面 平成27年2月1日付報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月1日 ～ 同年1月31日） 1月1日 ～ 同月31日 スタンフォード大学にて研究活動 同月26日，27日 カリフォルニア州サンマテオ郡裁判所訪問 同月30日 カリフォルニア州裁判所事務局訪問		
キーワード欄		
・ カリフォルニア州サンマテオ郡裁判所 訪問		
・ カリフォルニア州裁判所事務局 訪問		

平成27年2月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員
(米国スタンフォード大学派遣)

東京地方裁判所

判事補 水野 峻志

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成27年1月1日より同月31日までの活動状況について、ご報告申し上げます。

1 スタンフォード大学での研究活動

スタンフォード大学ロースクールは、1月5日より冬学期授業期間が開始しました。今学期は、著名な証拠法の研究者である[REDACTED]による証拠法の講座を受講しております。同講座は、週5時間と分量の多いものですが、連邦証拠規則の解説に留まらず、実際の訴訟の様子を撮影した記録映像や、映画の法廷場面等のビデオクリップを見た上で、証拠の許容性や想定される異議の内容等を学生に議論させることを主体に講義が進んでおり、臨場感に溢れています。事実認定がすべて陪審員に委ねられていることから、不当な偏見を与える証拠や関連性の少ない証拠の排除等に訴訟当事者が気を配っていることが伺われ、真実発見を手続面から保障する証拠法の重要性を改めて認識させられております。

2 カリフォルニア州サンマテオ郡裁判所訪問

1月26日及び27日、短期出張としてスタンフォードを訪問している横浜地裁人事課網島紀子課長補佐とともにカリフォルニア州サンマテオ郡裁判所を訪問しました。

26日は、まず、今回の裁判所訪問の窓口となるなど、日頃からお世話になってい

る[]に挨拶をした後、[]が担当する事件の陪審員選任手続を見学させて頂き、同手続終了後、同判事と面談をしました。また、[]との会食後、午後には、麻薬の営利目的所持事件の最終弁論も傍聴することができました。

27日は、午後から、同裁判所を再度訪問し、[]氏及び[]氏と面談後、刑事及び民事の書記官の人事及びトレーニングの責任者と面談し、カリフォルニア州における裁判所職員のトレーニングシステム等についての説明を受けた上、多くの質問について回答頂きました。

3 カリフォルニア州裁判所事務局（AOC）訪問

1月30日には、網島補佐とともに、サンフランシスコに所在するカリフォルニア州裁判所事務局（Judicial Council of California, Administrative Office of The Courts）内にあるCenter of The Judicial Education and Research (CJER)を訪問しました。CJERは、カリフォルニア州裁判所の研修プログラムやコンテンツを作成する裁判所付属の機関であり、日本の司法研修所及び裁判所職員総合研修所のような位置付けです。集合研修の開催には会場や宿泊施設の手配及び移動に多額の費用がかかることから同センターはWEBや衛星回線を利用したビデオコンテンツ等の配信に特に力をいれており、同センターの地下には専用の放送スタジオが設置され、職員によって教材が作成されております。当日は、スタジオ等の施設の見学に加え、[]氏と担当者である[]氏にお会いしてインタビューをさせていただきました。

4 今後の研究活動

2月上旬で冬学期の授業期間も半分を過ぎ、留学期間も残り5か月となりました。後任者も決まり、引継ぎの準備等をしておりますと、留学の目標を十分に達成できるか焦りを感じることもありますが、残された期間に少しでも多くの経験をできるよう

に研鑽に励みたいと思います。

このような貴重な機会をいただき、関係者の皆に感謝するとともに、今後ともご協力をお願いする次第です。宜しくお願いいたします。

敬具